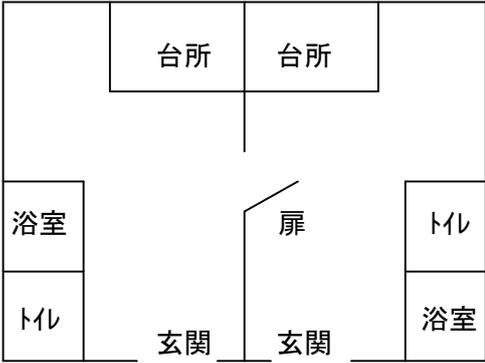


Q：電気を使用する場所ごとに契約はできるの？

1 構内を 1 契約、これによりがたい場合は、1 建物を 1 契約とします。

ただし、構内または建物の特殊な場合で、居住用の建物（電気供給約款 8(3)イに該当）の例示は次によります。

○2 世帯住宅の場合



各世帯を 1 契約とすることができます。

○マンション・アパートの場合



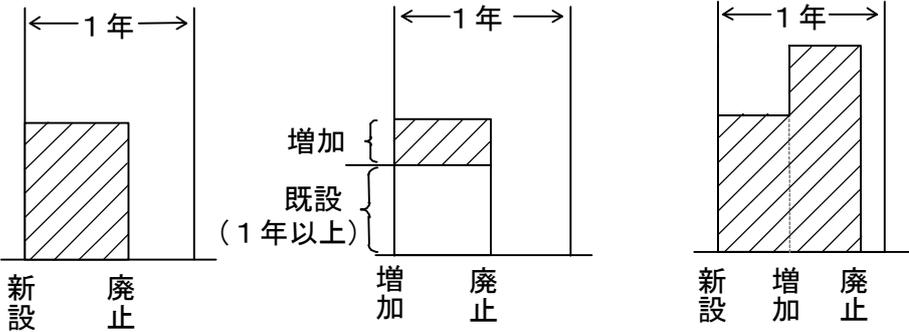
各住宅を 1 契約とすることができます。  
この場合、共同設備部分（エレベーター・廊下）は一括して 1 契約とします。

〔参照：電気供給約款 8 需要場所〕

Q：設備を新たに設置した後、予定が変わって変更した場合の料金はどうか？

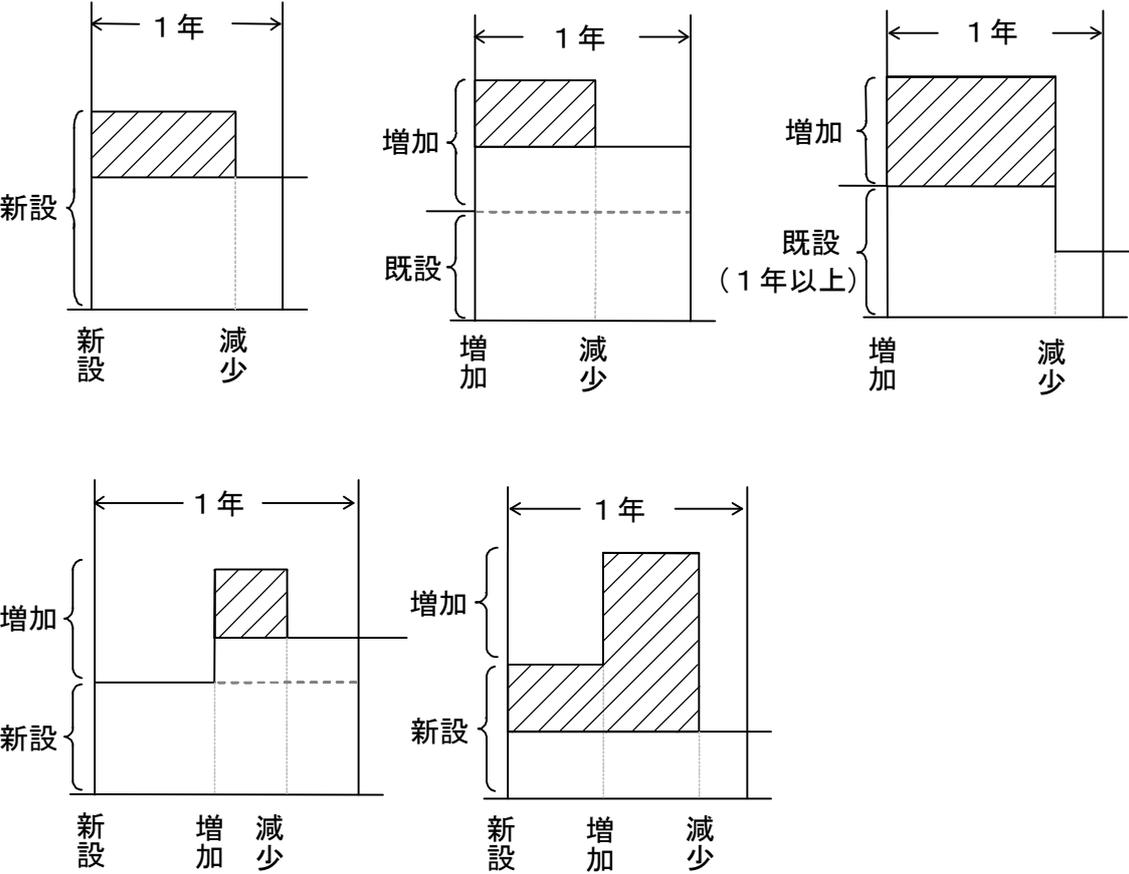
電気の契約は1年を単位としているため、1年未満の使用については臨時料金を適用しています。したがって、次の場合には精算が必要となります。

○契約を廃止される場合



(注) 斜線部分が精算対象

○契約電力を減少される場合



(注) 斜線部分が精算対象

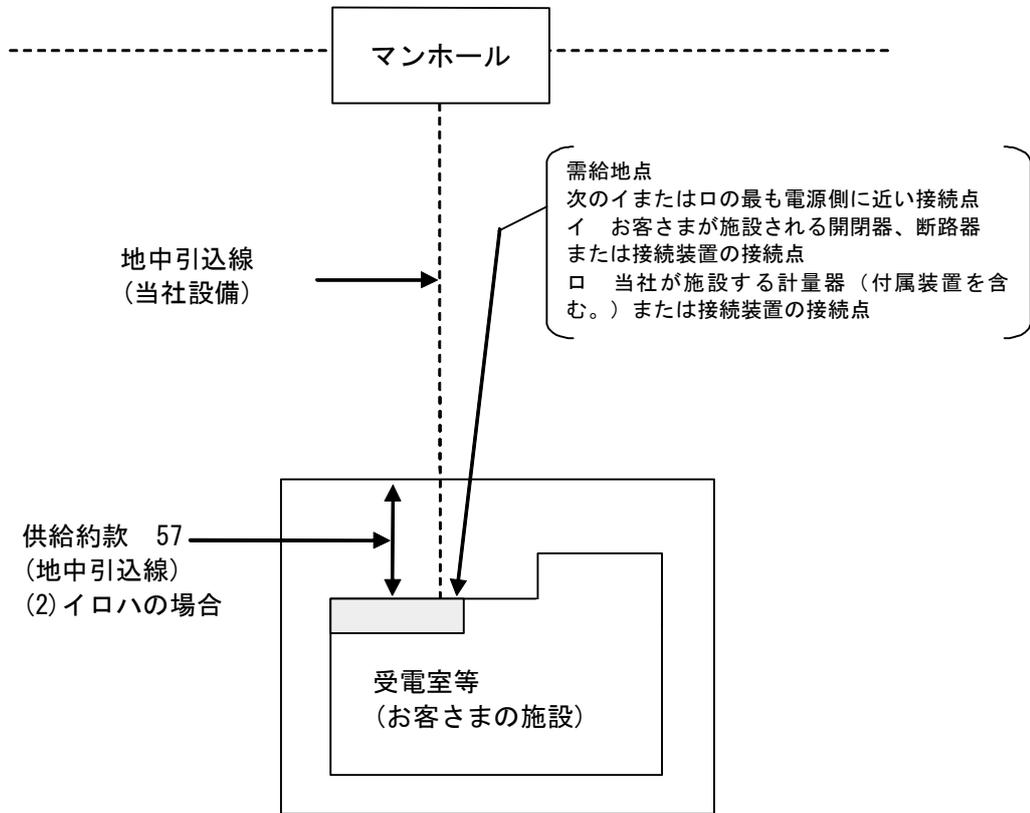
[参照：電気供給約款 52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算]



Q : 地中で電気の供給を受ける場合の引込線の施設範囲はどうなるの？

当社の供給設備とお客さまの設備との分界点（需給地点）の例示は次によります。

○地中電線路から地中引込線を施設する場合

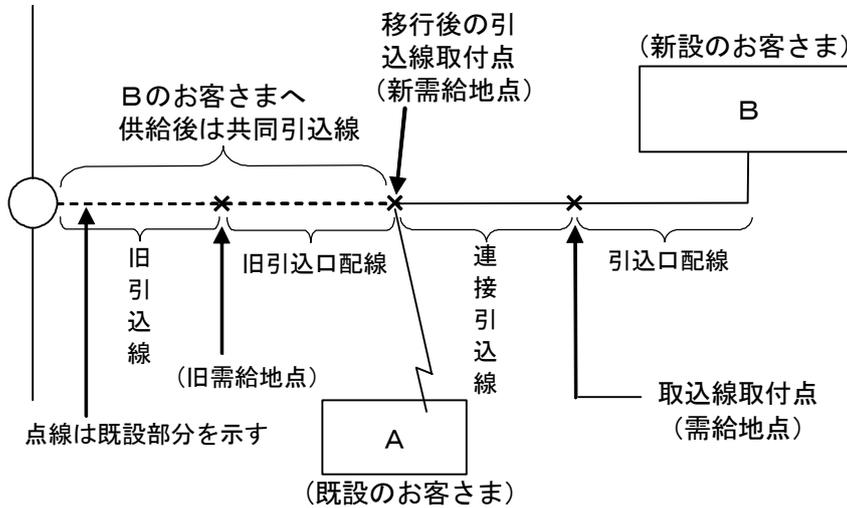


[参照：電気供給約款 57 地中引込線]

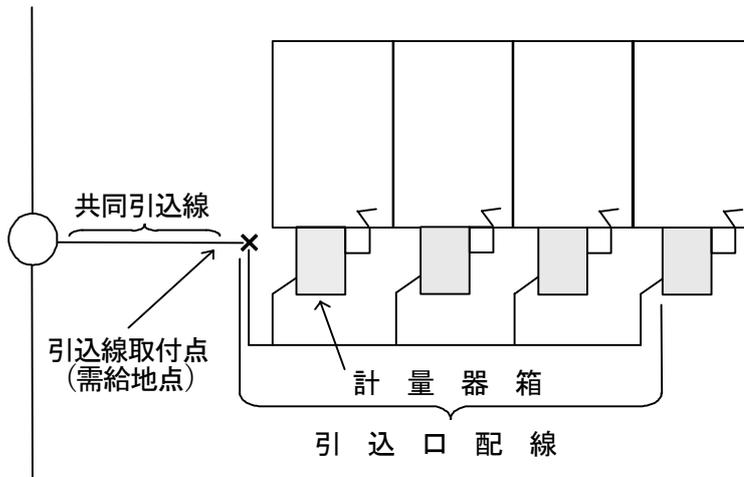
Q：接続または共同で電気の供給を受ける場合の引込線の施設範囲はどのようなもの？

当社の供給設備とお客さまの設備との分界点（需給地点）の例示は次によります。

○既設の引込口配線を共用して接続引込線により他のお客さまへ引き込む場合



○共同引込線により各戸契約のアパート等へ電気を供給する場合



[参照：電気供給約款 58 接続引込線]